漁業法第７３条第２項第２号に該当する免許をすべき者の審査基準（共同漁業及び区画漁業）

令和５年（2023年）５月３１日
北海道

北海道における共同漁業及び区画漁業の免許申請における、漁業法（昭和２４年法律第２６７号。以下「法」とする。）第７３条第２項第２号に該当する免許をすべき者は、次のとおりとする。

第１　この審査基準において「満了漁業権」とは、法第７３条第２項第１号で定めるものをいう。

２　この審査基準において「当該満了漁業権者」とは、申請に係る満了漁業権を有し、その満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる者をいう。

３　この審査基準において「当該満了漁業権者等」とは、次の各号全てを満たす者をいう。

一　当該満了漁業権者または、その構成員であってその議決権の合計が当該満了漁業権者全体の議決権の３分の２以上を占めること。

二　当該満了漁業権者から構成員の変更がある場合は、当該満了漁業権者の構成員全員の同意があること。

４　この審査基準において「役員等」とは、次の各号のいずれかを満たす者をいう。

一　株式会社にあっては、会計参与及び監査役を除く取締役

二　持分会社にあっては、社員（定款で業務を執行する役員を定めている場合は、業務を執行する役員）

５　この審査基準において「他の者」とは、当該満了漁業権者等以外の者をいう。

第２　知事が作成した海区漁場計画及び内水面漁場計画における共同漁業及び区画漁業の漁場を持続的に適切かつ有効に活用することが、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められることから、漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について、当該満了漁業権者等から申請があったときは、法第７３条第２項第２号に該当する者とする。ただし、法第７３条第２項第１号に該当する者は除く。

２　知事が作成した海区漁場計画及び内水面漁場計画における共同漁業及び区画漁業の漁場を持続的に適切かつ有効に活用することが、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められることから、漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について、次の各号のいずれかの申請があったときは、法第７３条第２項第２号に該当する者とする。

一　当該満了漁業権者等が、法人を設立し、当該法人で申請した場合。ただし、法人の役員等が当該満了漁業権者等であること。

二　当該満了漁業権者等が、他の者と共同して法人を設立し、当該法人で申請した場合において、その法人の役員等であって当該満了漁業権者等である者の議決権の合計がその法人における議決権の３分の２以上を占める場合。

三　当該満了漁業権者等が、他の者と共同して申請した場合であって、その申請に係る共同経営における当該満了漁業権者等の議決権の合計が３分の２以上を占める場合

３　前２項と同等に扱うことが適当な申請があったときは、法第７３条第２項第２号に該当する者とする。

４　前３項に該当する者からの申請が無い場合であって、前３項に該当する者以外の者から申請があった場合、別紙で評価しその評価が最も高い申請者を、法第７３条第２項第２号に該当する者とする。

５　前項の規定により者を定めることができないときは、評価が最も高い申請者全てをくじ引きの対象者として、公正な方法によるくじ引きを行い、法第７３条第２項第２号に該当するものを定める。

附則

１　この基準は令和５年９月１日以降を免許予定日とする共同漁業及び区画漁業の免許申請から適用する。

別紙

次の(ア)から(ウ)に掲げるほか、地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通･加工業者との良好な関係構築など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、北海道漁業等の免許の申請に関する規則（令和２年１１月３０日規則第９８号）の規定に基づき、漁業免許申請書に添付のあった事業計画書により評価し、その評価が最も高い申請者を、法第７３条第２項第２号に該当する者とする。

（ア）漁業生産の増大

・ 生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。

・ 漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか。

（イ）漁業所得の向上

・ 生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか。

（ウ）就業機会の確保

・ 従事者の雇用計画において、地域における就業機会の向上に寄与しており、その賃金が確実に支払われると見込めるか。